

大山パワーブランド化推進事業委託業務仕様書

1 業務名

大山パワーブランド化推進事業委託業務

2 目的

鳥取県西部圏域（米子市、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日吉津村で構成される圏域。以下「西部圏域」という。）の様々な事業者が、大山開山1300年祭を契機に醸成された機運を継承し、「大山パワーブランド化」という目標を打ち出し、全国へ向けての情報発信を行うと共に住民の地域への誇りと愛着を最大限に引き出すことで、「送客を受ける観光地」から「誘客を図る地域」への転換を目指す。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日（火）まで

4 業務内容

- (1) 大山ワンダー（大山の不思議＝ワンダフル／美しさ＝ビューティフルの情報発信）の開催
 - ア 特に関西圏を対象とした、西部圏域の特産物（大山ブランド）の活用による商品等の展示、販売及び誘客プロモーションを実施
 - イ 大山ワンダー開催に係る実施計画書及び実施報告書の作成
 - ウ ア及びイに掲げる業務に関する事務打合せ、関係団体の調整等
- (2) 実施スケジュール及び作業フロー（主な作業内容及び役割分担も記載すること）
- (3) 本業務の推進体制（専門職員の配置並びに全体の取組体制及び協力体制について記載すること。なお、専門職員以外の職員が従事する場合又は他の事業者の援助を受ける場合は、その旨も記載すること。）
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、本業務に関連する提案（任意）

5 成果品

- (1) 事業報告書（紙媒体）、報告書の電子データ 各10部
- (2) 収支決算書（紙媒体）、決算書の電子データ 各10部
- (3) 本業務の実施に要した支払いに係る会計証憑書類（写し）
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、本業務において作成した資料等（紙媒体）及び当該資料等の電子データ 各10部

6 その他

- (1) 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。
- (2) 契約金額には、委託契約の履行に必要な一切の経費を含む。
- (3) 成果品の所有権及び全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限られない。）は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」によること。
- (5) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は、速やかに、受託者及び委託者で協議して決定する。